証明写真自動撮影機設置の主な手順

現地の確認	現地説明は行いません。各自、堺区役所市民課に連絡し設置場所の状況を確認してください。
質問の受付	令和８年１月７日（水）午後５時までファックス、電子メール、郵送又は直接持参の方法でのみ質問を受け付けます。所定の質問票を使用又は参照してください。
応募の手続き（持参）	応募希望者は、応募申込書その他必要書類に所定の事項を記入・押印（実印又は使用印鑑届印）のうえ、受付期間内に**受付場所まで直接持参**し、提出してください。 ◎受 付 期 間：**令和８年１月１５日（木）から１月２２日（木）まで（土日を除く）** **午前９時から午後５時まで（１２時から１２時４５分を除く）** ◎持参するもの：①応募申込書【様式１】 ②堺市税納付状況確認同意書【市外在住の方も必要】【様式２】 ③証明写真自動撮影機設置実績報告書【様式３】 ④誓約書【様式４又は様式５】 ⑤印鑑（登録）証明書【書類提出時点で発行後３か月以内の原本】 ⑥登記事項証明書　履歴（現在）事項全部証明書（法人のみ） 【書類提出時点で発行後３か月以内の原本】 ⑦税務署発行の納税証明書 【書類提出時点で発行後１か月以内の原本】 個人：納税証明書その３の２ 法人：納税証明書その３の３ ⑧事業者（会社）概要 【パンフレットでも可。形式不問。ただし、会社名、所在地、経歴、従業員数は必須事項。（補記可）】 ⑨設置する証明写真機のカタログ【寸法、諸機能等が確認できるもの】 ⑩貸付料提案書【封筒に入れ、封筒の継目部分に割印したもの】【様式６】 ◎受 付 場 所：堺市堺区南瓦町３番１号 堺市役所本館１階 堺区役所市民課管理係（１番窓口）
貸付料提案書の開封	◎開 封 日 時：**令和８年１月２３日（金）午後２時** ◎開 封 場 所：堺市堺区南瓦町３番１号 堺市役所本館３階 堺区役所会議室
落札者の決定	本市が定める最低貸付料（年額。消費税相当額を含まない。）以上、かつ応募者が提案した貸付料の高い順に選定予定者の順位を決定後、上位３位までの応募資格の審査を行います。その結果、応募資格を満たし、かつ最高の貸付料を提案した応募者をもって、落札者に決定します。決定後、堺区役所市民課からその旨を通知します。選定されなかった方には通知を行いませんので、堺区ホームページで結果を確認してください。
契約締結の手続き	落札者は堺区役所市民課に対し、**令和８年２月２０日（金）まで**に契約締結の手続きを行ってください。後日、堺区役所市民課から公有財産賃貸借契約書及び納入通知書を渡します。
貸付料の納入	貸付料は、本市が指定する期限（**令和８年３月１３日（金）**）までに令和８年度分を納入通知書により納めてください。
貸付の開始	令和８年４月１日（水）、すみやかに証明写真自動撮影機を設置してください。 （日時等の詳細は、堺区役所市民課と協議してください。）